

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区松江6丁目3-14

氏名 株式会社伸光

代表取締役 尾身 治彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例第57条第1項の規定により、
下記のとおり許可します。

令和6年11月27日

豊島区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一

記



- | | | |
|---|--------------|-------------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ |
| 2 | 事業の区分 | 収集・運搬(保管・積替えを除く。) |
| 3 | 運搬先 | 区長の指定する処理施設 |
| 4 | 作業場所 | 豊島区の区域内 |
| 5 | 許可期間 | 令和6年12月1日 から
令和8年11月30日 まで |
| 6 | 許可の条件 | |

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この決定について、不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、行政不服審査法の規定により豊島区長に審査請求をすることができます。

2 この決定についての取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により豊島区を被告として（豊島区長が被告の代表者になります。）提起することができます。